

Aegis Wall 利用規約

第1章 総則

第1条 (目的)

NHN JAPAN 株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が日本国内向けに提供するデータベースセキュリティソリューション「Aegis Wall」およびそれに付随するサービスを提供するにあたり、以下のとおり利用規約を制定します。お客様による本件サービスの利用については、本規約が適用されます。

第2条 (定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本件サービス」とは、データベースセキュリティソリューション「Aegis Wall」およびそれに付随して当社からお客様に提供される各種サービスをいいます。
- (2) 「本規約」とは、この Aegis Wall 利用規約をいいます。
- (3) 「利用契約」とは、お客様が本規約に定める条件に同意したうえで申し込み、当社がその申込みを承諾することで成立する契約をいいます。
- (4) 「利用期間」とは、利用契約に基づいて本サービスを利用できる期間をいいます。
- (5) 「登録情報」とは、本サービスを利用するために当社への登録が必要な情報で、企業名、登記住所、所在地、担当者名、連絡先等の、当社が指定する事項に関する情報をいいます。
- (6) 「管理者用 ID」とは、当社が発行する、お客様のサーバーにインストールされた本件ソフトウェアの管理者を識別するための文字列をいいます。
- (7) 「パスワード」とは、本件ソフトウェアの管理者を確認するため、管理者用 ID ごとに発行する文字列をいいます。
- (8) 「ライセンス証明書」とは、お客様が本件サービスの利用を開始するにあたり、正規の購入者であることを示すために入力する文字列をいいます。
- (9) 「本件ソフトウェア」とは、Aegis Wall を構成するソフトウェアをいいます。
- (10) 「利用料金」とは、本件ソフトウェアのライセンス料、導入支援費用、技術サポート費用その他、当社が別途定める本件サービスの利用料金をいいます。
- (11) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益にかかる権利を指します。

第3条 (本規約の適用)

本規約は、お客様による本件サービスの利用に関する諸条件を定めることを目的とします。

第4条 (個別規約との関係)

1. 当社は、本件サービスに付随して提供するサービスについて、本規約とは別にサービス固有の規約、条件等（以下、併せて「個別規約」といいます。）を定めることができます。個別規約が本規約と矛盾する場合、矛盾する箇所限り、個別規約が優先するものとします。
2. 個別規約において「Aegis Wall 利用規約」という用語が使われている場合、本規約を指します。

第5条（本規約の変更）

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本規約および個別規約の内容を変更することができるものとします。
 - (1) 本規約または個別規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約または個別規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本規約および個別規約の変更は、次条に定める方法による通知がなされた時点で有効になるものとします。本規約が変更された場合、お客様は変更後の本規約に従って本件サービスを利用しなければならず、変更後の本規約に同意できないときは、本件サービスの利用を終了しなければならないものとします。お客様は、本規約および個別規約の変更の有無およびその内容を定期的に確認するものとします。

第6条（通知）

1. 当社からお客様に対する通知は、当社のウェブサイト上での掲示、電子メールの送信、郵送、その他当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知の効力は、当該事項の掲示、送信行為等が行われた時点または当該掲示または電子メールにおいて指定された時点で、生じるものとします。

第2章 本件サービスの利用

第7条（申込）

1. お客様は、本規約および個別規約を十分に検討し、その内容を理解したうえで、当社所定の方法により、本件サービスの利用を申し込むものとします。
2. お客様は、利用契約の申込みにあたり、正確かつ最新の登録情報を当社に提供するものとします。

第8条（利用契約の成立）

当社は、前条第1項の申込みに対し、その内容および登録情報を審査したうえで、その裁量により当該申込みを承諾します。利用契約は、当社がお客様に宛てて当社所定の方法により承諾の通知を発信したとき、または当該通知において指定された時点で成立するものとします。

第9条（申込みの拒絶および受諾後の解除）

1. 利用契約の申込み、追加サービスの申込み、登録情報の変更等の諸手続において不備があり、当社がお客様に期間を定めて補正をお願いしたにも関わらず、お客様が補正を行わなかった場合、当社は、当該申込、変更等を留保または拒絶することができるものとします。
2. 利用契約の申込みが以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社はその裁量により、かかる申込みを留保または拒絶することができるものとします。
 - (1) 他者の名義による申込みである場合
 - (2) 過去に本規約または個別規約に違反した者による申込みである場合
 - (3) 過去に当社の他のサービスの利用料金等を滞納した者による申込みである場合
 - (4) 過去に当社に損害を与えたり、不利益をもたらしたりした者による申込みである場合
 - (5) その他、本件サービスの利用が不適切であると当社が判断した場合

第 10 条 (サービスの追加)

本件サービスに付随するサービスの追加を希望する場合、お客様は、当社所定の方法によりサービス追加の申込みを行うものとし、当社はその内容を審査したうえで、その裁量により当該申込みを承諾します。当社がお客様に宛てて当社所定の方法により承諾の通知を発信した時点または当該通知において指定された時点で、追加されたサービスに関する利用契約が成立するものとし、

第 11 条 (登録情報の変更・追加)

1. お客様は、登録情報を正確、かつ最新なものにするため、登録情報に変更が生じた場合には、すみやかに当社所定の方法により変更内容を通知するものとし、
2. お客様が第 1 項に基づく変更の通知を怠ったことに起因する当社からお客様への通知の不到達、その他の事由でお客様が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとし、

第 12 条 (利用開始)

- ・ 当社は、利用契約締結後に、お客様に管理者用 ID、パスワードおよび操作マニュアル等を送付するとともに、本件ソフトウェアに関するライセンス証明書を発行します。お客様はライセンス証明書を使用することにより、本件ソフトウェアの利用を開始することができます。

第 13 条 (利用期間)

本件サービスの当初の利用期間は、本規約第 30 条に基づき解除または解約される場合を除き、本規約第 8 条に基づき利用契約が成立した日から、同条に定める承諾の通知に定められた日までとします。

第 3 章 お客様の権利義務

第 14 条 (ソフトウェア使用許諾)

1. お客様には、本規約および本件サービスに関する申込書に定める条件に従い、本件ソフトウェアを日本国内で使用する非独占的、かつ譲渡不能の権利が許諾されます。お客様には、本件サービスを利用するために必要な範囲で本件ソフトウェアを実行、利用する権利のみが許諾されるものとし、サブライセンスに関する権利を含め、それ以外の権利が許諾されるものではありません。
2. お客様は、当社が別途定める場合および方法を除き、本件ソフトウェアを複製することができません。
3. お客様は、以下の行為をしてはならないものとし、
 - (1) 本件ソフトウェアの表示、当社または当社に権利を許諾する第三者の財産権に関する注意事項の表示を削除又は変更すること
 - (2) 本件ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイルを自ら行い、または第三者にそれらの行為をさせること

第 15 条 (設備の準備、維持および検収)

1. お客様は、本件サービスを利用するために必要な設備機器、通信回線、ソフトウェア等を自らの費用と責任で用意し、これを維持するものとし、

2. お客様は、当社または第 21 条に定める委託先による本件ソフトウェアのお客様が管理するサーバーへのインストールが完了した後、速やかに動作確認をしたうえで、当社が定める様式の検収書を提出するものとします。

第 16 条（責任者の選定）

1. お客様は、本件サービスの利用申込み時に一人以上の管理責任者を定め、当社に届け出るものとします。当社との連絡・意思確認等は、原則として管理責任者を通じて行うものとします。
2. お客様は、本件サービスの利用に際して、以下の事項が実施されるよう、管理責任者に対し必要な指導、監督を行うものとします。
 - (1) 本件サービス利用に關与する従業員等に対し、本件サービスに關するシステム（本件ソフトウェアを含む）およびその利用方法を十分理解させること
 - (2) 当社との円滑な連絡のため、電話、電子メール等の連絡手段を確保し維持すること
3. 管理責任者を変更する場合、お客様は、変更後の管理責任者の氏名、電子メールアドレス、電話番号をすみやかに当社に届け出るものとします。

第 17 条（ソフトウェアの利用およびデータ管理）

お客様は、本件ソフトウェアの利用およびそれに伴い蓄積されるデータの利用、管理について責任を負うものとします。

第 18 条（ID およびパスワードの管理）

お客様は、管理者用 ID およびパスワード並びに管理者用 ID を利用することで生成された ID および当該 ID に対応するパスワードを、責任を持って管理するものとします。本条第 1 文に定める全ての ID、パスワードの第三者による不正使用等に起因するすべての損害についてはお客様がその責任を負い、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 4 章 導入支援および保守

第 19 条（導入支援）

1. 当社は、お客様による本件サービスの円滑な利用開始を可能とするため、トレーニングを初めとした導入支援業務を提供します。
2. 導入支援業務の詳細およびその対価は、当社が別途定めるものとします。

第 20 条（技術サポート）

1. 当社は、お客様に対し、別途定める方法にて、以下の事項につき年次テクニカル・サポートサービス（以下、「技術サポート」という。）を提供します。
 - (1) 本件ソフトウェアの仕様、利用方法、動作環境に関する質問・相談への対応
 - (2) 本件ソフトウェアが正常に動作しない場合の問題解決のための支援
2. 技術サポートの受付時間は、別途定める場合を除き、当社の営業時間内とします。
3. お客様は、当社が技術サポートを提供するために必要な環境（設備へのアクセス、人員や部材、情報等）を提供するものとします。当社は問題の解決に必要と判断した場合、お客様の許諾を得たうえで、本件サービスの本番環境にアクセスすることができるものとします。かかるアクセスによって当社が得た情報は、第 32 条に定める秘密情報に該当するものとします。
4. お客様は、以下の各号の作業が技術サポートの対象とならない場合、または追加費用をお支払いいただく場合があることをあらかじめ了承します。

- (1) 本件ソフトウェアとは別個のハードウェアおよびソフトウェアに対する作業
- (2) 本規約に定める条件に違反したことによって発生した不具合、または、操作マニュアルに記載されていない操作に起因して発生した不具合の修正作業
- (3) 本件ソフトウェアに改変を加えたことに起因して発生した不具合の修正作業
- (4) ハードウェアの故障・修理に関するお問い合わせ
- (5) 別途当社が指定する推奨環境を満たさない環境下での作業
- (6) その他当社が技術サポートの対象とするのが不適切と判断した作業

第 21 条（業務委託）

当社は、本章に定める導入支援業務、技術サポート業務、その他本規約に基づき当社がお客様に提供すべきサービスの全部または一部を第三者に委託することができます。ただし、この場合、当社は、当該委託先に対し、本規約に基づき当社が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとします。

第 5 章 料金

第 22 条（料金等）

1. 利用料金の詳細は、当社が別途定める料金表のとおりとします。
2. お客様は、利用料金に対して課される消費税相当額を加算した額を当社に支払うものとします。なお、消費税および地方消費税の税率は、税額を算出する時点で適用される法律上の消費税率および地方消費税率とします。
3. お客様による実際の本件サービスの利用の有無に関わらず、理由の如何を問わず、当社はお客様からお支払い済みの利用料金についての返金に応じる義務を負わないものとします。
4. 利用契約時にお客様が選択された本件サービスの契約年数期間中において、お客様が中途解約を希望した際に残りの契約期間分の利用料金に未払がある場合、当社はお客様に対し当該未払分の利用料金を請求する権限を有するものとします。

第 23 条（料金等の変更）

当社は、経済事情の変動または本件サービスの内容の変更、拡張等により必要が生じた場合には、利用料金の金額を変更することができるものとします。この場合、第 6 条（通知）の規定が準用されます。

第 24 条（支払条件）

利用料金は毎月末日締めとし、当社は当月分の請求書を翌月 2 営業日までに発行し、お客様に送付するものとします。お客様による利用料金の支払いは、対象月の翌月末日（当社による請求書発行日が属する月の末日。当日が金融機関の休業日となる場合には、その前の営業日）までに、当社が指定する銀行口座に振込むことによって行うものとします。振込手数料は、お客様の負担とします。

第 25 条（遅延損害金）

お客様は、利用料金、その他本規約に基づく債務について前条に定める支払期日までに支払いをしない場合、支払期日から実際の支払日までの期間につき年率 14.5%の割合（1 年を 365 日とする日割り計算）で算出した遅延損害金を利用料金と合わせて当社に支払うものとします。この支払いは、当社が指定する銀行口座に振込むことによって行うものとし、振込手数料は、お客様の負担とします。

第6章 知的財産権

第26条 (知的財産権の帰属)

本件サービスに関するサービス名称、ロゴおよび本件ソフトウェア、その他利用契約に基づく当社からお客様への提供物に関する知的財産権は、当社または当社に権利を許諾する第三者が保有しています。当社は、かかる知的財産権を本規約に基づきお客様に譲渡することはありません。

第27条 (第三者クレーム等)

1. お客様が、本件ソフトウェアについて、第三者から当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起された場合、当社はお客様が以下の各号の条件を満たすことを条件に、当社の費用負担において、当該クレームからお客様を防御するとともに、お客様が負担することとなる金銭支払義務について、これを補償するものとします。
 - (1) お客様が、当該クレームを受領した日から15日以内に、当社に対して書面により通知を行うこと
 - (2) クレームを提起した第三者との交渉を含む、防御および解決のための権限を当社に付与すること
 - (3) 情報の提供その他、クレームの防御、解決のために必要な協力を行うこと
2. 本件ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、当社は、第三者の知的財産権を侵害しないよう本件ソフトウェアを修正するか、お客様による本件ソフトウェアの継続利用を可能とするライセンスを第三者から取得するか、いずれかの措置をとることができるものとします。いずれの措置も合理的でないと判断した場合、当社は利用契約を解約したうえで、ライセンス料および技術サポート期間の残存期間に相当する技術サポート費用をお客様に返還するものとします。

第7章 保証・免責等

第28条 (保証)

1. 当社はおお客様に対し、納入した本件ソフトウェアが全ての主要な点において、操作マニュアルその他、当社がおお客様に提供したドキュメントに記載のとおり動作することを納入後1年間保証します。また、当社はおお客様に対し、技術サポートが業界水準に沿う専門的手法で提供されることを保証します。
2. 当社は、本件ソフトウェアがエラーや中断なく稼動することを保証せず、またすべてのエラーを補正することを保証しません。
3. 当社が、本条第1項の保証に違反した場合の措置は以下のとおりとします。
 - (1) 保証に違反した本件ソフトウェアを補正します。ただし、合理的な方法で本件ソフトウェアのエラーを実質的に補正できない場合、お客様は、利用契約を解約したうえで、ライセンス料および技術サポート期間の残存期間に相当する技術サポート費用の返還を請求できるものとします。
 - (2) 技術サポートが保証に違反した場合、再度、技術サポートサービスを提供します。ただし、合理的な方法で不十分な技術サポートの提供を是正できない場合、お客様は、利用契約を解約したうえで、技術サポート期間の残存期間に相当する技術サポート費用の返還を請求できるものとします。
4. 当社による保証は、本条に定めるものが全てであり、本件サービスの商品性、特定目的への適合性、その他明示または黙示の保証は、存在しないものとします。

第 29 条 (損害賠償)

本件サービスの提供にあたり、当社の債務不履行、不法行為に起因して、お客様に損害が発生した場合、当社は、当該損害が発生した日から起算して過去 12 ヶ月間にお客様から当社にお支払いいただいた技術サポートの対価と本件サービス導入時にお客様から当社にお支払いいただいた本件ソフトウェアのライセンス料の総額を上限として、お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害を賠償する責任を負います。

第 8 章 利用契約の終了

第 30 条 (解除および解約)

1. 当社およびお客様は、相手方が本規約または個別規約に違反し、当該違反の是正を催告したにもかかわらず、相当期間を経過しても是正されない場合、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
2. 当社またはお客様が以下の各号のいずれかに該当すると相手方が判断した場合、相手方は、事前に通知または催告することなく、利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
 - (1) 支払停止または支払不能に陥ったとき
 - (2) 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けたとき
 - (3) 取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があったとき、または滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは清算手続に入ったとき
 - (6) 関係官庁からの事業免許、許可、認可等の取消処分または停止処分を受けたとき
 - (7) 合併、会社分割、株式交換、株式移転等によりその支配権に変更があったとき
 - (8) 財産状態が悪化したとき、その他本規約に基づく債務の履行が困難と考えられる事由が生じたとき
3. 前二項に定める事由が生じた場合、解除または解約された当事者は、相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、ただちに債務を弁済しなければなりません。
4. 本条第 1 項または第 2 項による解除または解約は、解除または解約した当事者から相手方への損害賠償の請求を妨げません。
5. 理由の如何を問わず、利用契約が期間満了日前に終了した場合であっても、当社はお客様からお支払いいただいた利用料金を返還いたしません。

第 31 条 (契約終了後の措置)

理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合、お客様は、お客様が管理するサーバーから本件ソフトウェアをただちに消去するとともに、その旨の証明書を当社に対して発行するものとします。また、お客様は、本件サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、本件ソフトウェア以外のソフトウェア、関連する資料等（複製物を含みます。）がある場合、当社の要請に従い、ただちに返還または廃棄するものとし、本条第 1 文の証明書を発行するものとします。

第 9 章 雑則

第 32 条 (秘密保持)

1. 当社およびお客様は、本件サービスに関連して知り得た相手方の技術上・営業上・財務上の情報、その他相手方の秘密に属すべき一切の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、善良なる管理者としての注意義務をもって秘密に管理するものとし、第三者に漏洩、開示、提供してはなりません。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で被開示者がすでに保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示された時点で既に公知であった情報、または開示された後に開示を受けた被開示者の責に帰すべからざる事由によって公知となった情報
 - (4) 正当な権限を保有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく、適法に知得した情報
 - (5) 法令または裁判所の命令により開示することが義務付けられた情報
3. 当社は、第 1 項にかかわらず、本件サービスの運営に必要な範囲内で、利用者に関する情報を当社と秘密保持契約を締結している業務委託先に開示することができるものとします。
4. 当社およびお客様は、相手方より提供を受けた秘密情報を利用契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製することができるものとします。この場合、当社およびお客様は、この複製された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
5. 当社およびお客様は、相手方からの要請があったときは秘密情報を相手方に返還し、秘密情報が設備機器等に蓄積、記録されている場合はこれを完全に消去するものとします。
6. 当社およびお客様は、秘密情報の記録媒体を施錠の上厳重に保管することとします。

第 33 条 (導入事例としての掲載への同意)

お客様は、当社が、本件サービスの導入事例の紹介を目的として、お客様の企業名、本件サービスの利用状況等を、当社のウェブサイト、紙媒体、セミナー等の資料として掲載する可能性があることを、予め了承します。

第 34 条 (反社会的勢力排除)

1. 当社およびお客様は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。）を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
2. 当社およびお客様は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
3. 当社およびお客様は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。
 4. 当社およびお客様は、前項の規定により利用契約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失および費用を補償する責任を負わないものとします。

第 35 条（契約上の地位の譲渡の禁止）

お客様は、利用契約に基づく契約上の地位を当社の承諾なく譲渡することはできないものとします。

第 36 条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とします。

第 37 条（紛争の解決）

1. 本規約および個別規約に定めのない事項、または各条項の解釈に疑義が生じた場合は、商慣習によるほか、当社およびお客様の双方が誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。
2. 本サービスまたは本規約に関して、お客様と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2015 年 3 月 17 日制定

2015 年 10 月 1 日改定

2019 年 2 月 1 日改定

2020 年 4 月 1 日改定